

京都大学附属図書館メディア・コモンズ利用内規

(平成16年5月26日附属図書館長裁定)

第1条 メディア・コモンズの利用に関しては、この内規の定めるところによる。

第2条 この内規において、「利用」とは、メディア・コモンズ内に配置している資料及び機器の利用をいう。

第3条 メディア・コモンズ内に配置している資料の持出・貸出は、行わない。

第4条 メディア・コモンズを利用できる者は、次の号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の職員
- (3) 本学の名誉教授
- (4) その他館長が認める者

第5条 メディア・コモンズの利用時間は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前8時から午後9時30分まで
- (2) 京都大学附属図書館本館利用内規第2条第1項第2号に定める日は、午前10時から午後6時30分まで

第6条 メディア・コモンズ内にあるメディア・シアターの予約利用は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用時間は、月曜日から金曜日は午前9時から午後9時30分まで、京都大学附属図書館本館利用内規第2条第1項第2号に定める日は、午前10時から午後6時30分まで
- (2) グループ利用のみ
- (3) 事前予約優先とし、1週間前から受付ける。
- (4) 1回につき3時間以内とし、他に予約者がいない限り、その利用を更新することができる。

第7条 附属図書館長は、メディア・コモンズの利用にあたり迷惑行為を行った利用者に対して、附属図書館の利用の禁止又は制限をすることができる。

附 則

この内規は、平成16年5月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。